

高知大学日章会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、高知大学日章会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の連絡を密にし、親睦向上を図り、併せて高知大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員名簿の発行。
 2. 高知大学同窓会連合会活動。
 3. その他目的を達成するため必要なこと。
- 第4条 本会が取り扱う個人情報の取得、管理及び利用を適正に行うため、高知大学日章会個人情報保護規定を別に定める。

第2章 会員および組織

- 第5条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。
1. 正会員 高知大学農学部と農林海洋科学部の卒業生（土佐さきがけプログラム生命・環境人材育成コース卒業生を含む）、高知大学大学院農学研究科、総合人間自然科学研究科農学専攻および農林海洋科学専攻の修了生、ならびに愛媛大学大学院連合農学研究科に入学した高知大学所属の者。
 2. 特別会員 高知大学農学部と農林海洋科学部の現教官および旧教官、ならびに役員会で承認した高知大学農林海洋科学部職員。
 3. 準会員 高知大学農学部と農林海洋科学部の在学生（土佐さきがけプログラム生命・環境人材育成コース在学生を含む）、および総合人間自然科学研究科農学専攻と農林海洋科学専攻在院生。
 4. 賛助会員 本会の主旨に賛同し、寄付を申し出た者で役員会の承認を得た者。
- 第6条 本会に、暖地農学、森林科学、栽培漁業学、生産環境工学、生物資源科学の5部会を置く。
- 第7条 本会は、適当な地域に支部を置くことができる。
- 第8条 準会員が在学中途中で退学等した場合、本会を退会するものとする。

第3章 役 員

- 第9条 本会に、次の役員および監事を置く。
1. 会 長 1名 正会員より選出する。
 2. 副会長 3名 委員中より選出する。
 3. 委 員 18名 正会員委員10名（各部会ごとに正会員の中から2名選出）と、特別会員委員8名（農林資源環境科学科4名、農芸化学学科2名、海洋資源科学科2名選出）を選出する。
 4. 監 事 2名 正会員中より選出する。
- 第10条 役員および監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第11条 本会に、顧問を置き、農林海洋科学部長を推戴する。
- 第12条 顧問は、本会の運営に対し、指導助言する。
- 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

委員は、会務の運営にあたる。

監事は、会計・事業の監査を行う。

第4章 役員会

第13条 役員会は、会長が招集し議長となる。

第14条 1. 役員会は、役員定数の2分の1以上出席しなければ開会することができない。役員会に出席できない委員は他の委員に権限を委任することができる。
2. 議決は、出席者の過半数による。ただし、会則の改正は出席者の3分の2以上による。

第15条 次の事項は役員会の議決を要する。

1. 事業計画
2. 予算および決算に関する事項
3. 会費に関する事項
4. 会則の改正
5. その他、本会を運営するため必要な事項

第16条 定期役員会は、毎年5月に開くものとする。ただし、必要に応じ臨時役員会を開くことができる。

第5章 会計

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第18条 本会の経費は、入会金、会費、事業収益金および寄付金をもってあてる。

第19条 入会金は、入会時に納めるものとし、その額は5千円とする。

第20条 会費は、当該年度に納めるものとする。

第21条 準会員が退会した場合、原則入会金の返還は行わないが、学部および大学院の在学期間が2年に満たない場合には入会金を全額返還する。ただし、入会金の返還手続きは、本人の請求に基づくものとし、返還願いを退会から1か月以内に事務局に提出すること。

第6章 事務局

第22条 本会の事務局は高知大学農林海洋科学部内に置く。

附 則

1. この会則は昭和60年4月1日より施行する。
2. 第18条に定める会費の徴収は、当分の間、行わないものとする。

附 則

この会則は昭和39年4月1日から施行する。

昭和42年4月1日	一部改正
昭和45年6月6日	一部改正
昭和48年5月26日	一部改正
昭和50年6月28日	一部改正
昭和60年4月1日	大改正
平成7年5月20日	一部改正

平成 17 年 9 月 6 日	一部改正
平成 20 年 5 月 30 日	一部改正
平成 22 年 7 月 31 日	一部改正
平成 27 年 4 月 10 日	一部改正
平成 28 年 4 月 9 日	一部改正
平成 30 年 5 月 12 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 4 年 6 月 11 日	一部改正